

精神障害者保健福祉手帳に基づく優遇制度措置一覧

平成30年4月1日現在

1 税制上の優遇制度

精神障害者保健福祉手帳の等級に応じて税制上の優遇措置を下記の表のとおり受けることができます。

| 優遇制度 | 内容 | 問い合わせ先 |
|--------------|--|------------|
| 所得税の障害者控除 | <p>納税者である手帳所持者本人又は、控除対象配偶者や扶養親族が手帳所持者の場合、次の金額が控除されます。</p> <p>○手帳所持者ご本人の場合</p> <p>1級 40万円</p> <p>2級・3級 27万円</p> <p>○同居している控除対象者又は扶養親族が手帳1級所持者である場合 75万円</p> | 税務署 |
| 住民税の障害者控除 | <p>○手帳所持者本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合</p> <p>1級 30万円</p> <p>2級・3級 26万円</p> <p>○手帳1級所持者である控除対象者又は扶養親族と同居を常況としている者 53万円</p> | 市町村 |
| 利子等の非課税（マル優） | <p>○元本が350万円までの預貯金の利子が非課税</p> <p>○額面が350万円までの公債の利子が非課税</p> <p>※手帳の等級に差異はありません。</p> | 金融機関、証券会社等 |
| 相続税の障害者控除 | <p>法定相続人である障害者の相続税額から以下により算出した額が控除されます。</p> <p>1級 (85歳に達するまでの年齢×20万円)</p> <p>2級・3級 (85歳に達するまでの年齢×10万円)</p> <p>※平成26年12月31日以前の相続開始の場合</p> <p>1級 (85歳に達するまでの年齢×12万円)</p> <p>2級・3級 (85歳に達するまでの年齢×6万円)</p> | 税務署 |
| 贈与税の非課税 | <p>家族等が手帳所持者へ財産贈与するにあたり信託銀行等と「特定障害者扶養信託契約」を結ぶと贈与税のうち次の額まで非課税となります。</p> <p>1級 6,000万円まで非課税</p> <p>2級・3級 3,000万円まで非課税</p> | 税務署 |

| 優遇制度 | 内容 | 問い合わせ先 |
|-----------------------|--|--|
| 自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の減免 | <p>障害者総合支援法に基づく通院医療費公費負担（自立支援医療・精神通院医療）を受けている手帳1級所持者の通院等の用に供する自動車又は軽自動車（以下「自動車等」と言います。）に係る自動車税、軽自動車税及び自動車取得税が減免されます。</p> <p>※以下の自動車等の内、1名の障害者につき1台とします。</p> <p>①当該障害者が取得又は所有する自動車等で生計を一にする者が運転する自動車等</p> <p>②当該障害者と生計を一にする者が取得又は所有し運転する自動車等</p> <p>③単身生活の当該障害者が取得又は所有する自動車等で常時介護者が運転する自動車等</p> | <p>市町村（※軽自動車税）</p> <p>県（※自動車税・自動車取得税。窓口は自動車税事務所）</p> |
| ゴルフ場利用税 | <p>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているご本人がプレーヤーとして利用する場合は、ゴルフ場利用税が非課税となります。（※18歳未満の方及び70歳以上の方は精神障害者保健福祉手帳の交付がなくても非課税となります。）</p> | 県 |

2 生活保護を受給している方の障害者加算

生活保護を受給している方の障害者加算は、障害年金を受給している場合は年金証書により、障害年金を受給していない場合は、精神障害者保健福祉手帳（※1級又は2級の手帳で交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた後1年6か月を経過している場合に限ります。）により行われます。

3 NTT104無料電話番号案内（ふれあい案内）

NTT104電話番号案内を無料で利用することができます。

申し込みは「NTT西日本ふれあい案内担当」までご連絡ください。

フリーダイヤル：0120-104-174（※携帯電話・PHSからも繋がります。）

受付時間：午前9時～午後5時（※土日祝・年末年始除く）

※ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者からの回線（携帯を含む）から、104をダイヤルした場合が対象となります。

4 携帯電話の使用料等の割引

割引内容については、携帯電話各社にお問い合わせください。

5 NHK（日本放送協会）放送受信料の免除

世帯の所得の状況や、精神障害者保健福祉手帳の障害等級により、放送受信料が全額もしくは半

額免除となります。

お住まいの市町村の窓口に申請書を提出し証明を受け、NHKに提出（郵送）してください。

【お問い合わせ】

NHKふれあいセンター：0570-077-077（※ナビダイヤル）

受付時間：午前9時～午後10時（※土曜・日曜・祝日は午後8時まで）

【全額免除】

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

【半額免除】

精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級1級の方が世帯主で受信契約者の場合

6 駐車禁止除外指定車標章の交付

精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級1級の方に駐車禁止除外指定車標章が交付されます。詳しくは住所地を管轄する警察署で確認してください。

【お問い合わせ・申請窓口】

住所地を管轄する警察署

【申請に必要な書類】

申請書（※警察の窓口にあります。）、精神障害者保健福祉手帳、印鑑

7 映画館の入場料の割引

割引内容については、各映画館にお問い合わせください。

8 奈良交通・エヌシーバスの運賃割引

写真貼付の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、運賃が半額になります。詳しくは、奈良交通、エヌシーバスにお問い合わせください。

| 実施主体 | 内容 |
|---------------|---|
| 奈良交通バス、エヌシーバス | <p>【対象者】 写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、普通片道運賃が半額。障害等級1級の方は、介護者（付き添い）1人も対象。</p> <p>【対象バス】 路線バス（一部コミュニティバスを除く） 定期観光バス（運賃部分のみ）</p> <p>【その他】 小児運賃が適用される方は、小児運賃の半額。 定期券は発売金額の3割引（※小児定期券は適用しない。） 金額はいずれも10円未満切り上げ</p> |

9 県内行政機関の主な制度

県内行政機関の優遇制度を下表のとおりまとめました。

(注1) 手帳に写真の貼付が必要な優遇制度は「写真貼付の手帳であること」と表示しています。

「写真貼付の手帳であること」と表示していない優遇制度は、手帳に写真の貼付がなくても優遇制度の対象となります。

(注2) 実施主体が市町村である優遇制度において、その市町村在住者のみ利用可能な優遇制度があります。その場合は、(例)「〇〇市在住者に限る」と表示しています。表示がなければ、当該市町村に在住していなくても優遇制度の対象となります。ただし、精神障害者医療費助成制度については各市町村にお問い合わせください。

| 実施主体 | 施設名及び制度 | 優遇制度の内容 |
|------|-----------------|--|
| 国 | 奈良国立博物館 | 手帳所持者と介護者1名まで観覧料無料 |
| | 奈良文化財研究所飛鳥資料館 | 手帳所持者と付き添い1名まで入館料免除 |
| 県 | 県立美術館 | 手帳所持者と介助者1名まで観覧料無料 (※写真貼付の手帳であること。) |
| | 若草山 | 手帳所持者と付き添い1名が入山料無料 |
| | 県立図書情報館 | 手帳所持者又は介助者のいずれかが駐車する1台についてのみ使用料の減免の対象 |
| | 吉城園(県立庭園) | 手帳所持者と介助者1名まで入園料無料 |
| | 奈良県文化会館 | 手帳所持者は地下駐車場使用料半額 施設使用料減免制度あり(※詳細は直接お問い合わせください。) |
| | 奈良春日野国際フォーラム | 手帳所持者は駐車場使用料半額減免(※手帳を持参し提示が必要)。 |
| | 奈良労働会館 | 施設使用料減免制度あり(※詳細は直接お問い合わせください。) |
| | 中和労働会館 | 施設使用料減免制度あり(※詳細は直接お問い合わせください。) |
| | 産業会館 | 施設使用料減免制度あり(※詳細は直接お問い合わせください。) |
| | 県立民族博物館 | 手帳所持者と介助者1名まで観覧料無料 |
| | 県立橿原考古学研究所附属博物館 | 手帳所持者と介助者1名まで入館料免除 |
| | 県立万葉文化館 | 手帳所持者と介助者1名まで観覧料無料 |
| | 橿原公苑 | 施設使用料について、個人練習のために使用する場合は手帳所持者と介助者1名まで使用料減免 |
| | スイムピアなら | 手帳所持者は利用料金減免(H31年3月末まで) |
| | 県営住宅自動車駐車場 | 手帳所持者と同一世帯家族の所有で税の減免を受けている自動車の駐車料金免除 |

| 実施主体 | 施設名及び制度 | 優遇制度の内容 |
|--------------|-------------------------|--|
| 奈良市 | 奈良交通バス | 乗車証の交付を受けた手帳所持者は奈良市内の運賃が無料になる。乗車証の申込みは奈良市障がい福祉課（※奈良市在住者に限る。） |
| | 西部生涯スポーツセンター 屋内温室プール | 手帳所持者及びその介護者の使用料免除 |
| | ならやま温水プール | 手帳所持者及びその介護者の使用料免除 |
| | 青山プール | 手帳所持者及びその介護者の使用料免除 |
| | 石打コミュニティスポーツ プール | 手帳所持者及びその介護者の使用料免除 |
| | 月ヶ瀬福祉センターの入浴 施設 | 手帳所持者及びその介護者の使用料免除【日曜日のみ】（※奈良市在住者に限る。） |
| | 都祁福祉センターの入浴施 設 | 手帳所持者及びその介護者の使用料免除 |
| | 入江泰吉記念奈良市写真美 術館 | 手帳所持者及びその介護者の使用料免除 |
| | 入江泰吉記念奈良市写真美 術館駐車場 | 手帳所持者が乗車している車は無料 |
| | 奈良市杉岡華邨書道美術館 | 手帳所持者と介助者は入館料無料 |
| | 梅の郷月ヶ瀬温泉 | 手帳所持者は利用料の割引 |
| | ならまちセンター内駐車場 | 手帳所持者が乗車している車は無料 （※手帳に写真が貼付されていなければ身分証明が必要） |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（1級・2級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限なし） |
| | 大和高田市 | 市営施設巡回バス |
| 総合体育館のスポーツジム | | 手帳所持者は使用料を半額免除（※大和高田市在住者に限る。） |
| 市営プール | | 手帳所持者及びその介護者は使用料を半額免除（※大和高田市在住者に限る。） |
| 精神障害者医療費助成制度 | | 手帳所持者（1級・2級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 大和郡山市 | 九条公園九条スポーツセン タープール | 手帳所持者及び介護者は手帳所持者1人につき2名までプールの使用料免除 |
| | コミュニティーバス | 手帳所持者は運賃無料 |

| 実施主体 | 施設名及び制度 | 優遇制度の内容 |
|---------------|---|--|
| 大和郡山市 | 福祉タクシー基本料金補助 | 手帳1級所持者に対し福祉タクシー券を交付（※基本料金のうち600円を補助。業者の指定あり。年間48枚。大和郡山市在住者に限る。） |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（1級・2級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限なし） |
| 天理市 | 福祉タクシー | 1級の手帳所持者はタクシーの基本料金を助成。タクシー券を1年間に48枚交付（※天理市在住者に限る。）。 |
| | 天理駅前南北地下自転車等駐車場 | 手帳所持者は駐車料半額 |
| | 天理市コミュニティバス | 手帳所持者は運賃無料 |
| | デマンドタクシー | 手帳所持者は利用料半額。ただし、事前登録が必要（※天理市在住者に限る。）。 |
| | 天理参考館 | 手帳所持者と介護者1名は入館料無料 |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（1級・2級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり。平成29年4月1日から。） |
| | 榎原市 | コミュニティバス |
| やわらぎの郷 | 手帳所持者と介護者1人は利用料免除 | |
| 榎原市立こども科学館 | 手帳所持者と介助者は観覧料半額 | |
| 榎原市総合プール | 手帳所持者と介護者1人は利用料免除（※榎原市在住者に限る。手帳に写真の貼付がなければ身分証明になるものが必要。できる限り介護者同伴のうえご利用ください。） | |
| 榎原市昆虫館 | 手帳所持者と介助者は観覧料半額 | |
| シルクの杜 | 手帳所持者は入浴料のみ半額。介護者は2名まで無料。 | |
| 精神障がい者医療費助成制度 | 手帳所持者（1級・2級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限なし） | |
| 桜井市 | コミュニティバス | 手帳所持者は運賃半額 |
| | 桜井駅北口及び南口市営駐車場 | 手帳所持者本人が運転又は、介護者の運転する車に同乗している場合、駐車料無料（※桜井市在住者に限る。） |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（1級・2級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |

| 実施主体 | 施設名及び制度 | 優遇制度の内容 |
|------|-------------------|---|
| 五條市 | 五條文化博物館 | 手帳所持者は入館料無料 |
| | コミュニティバス、デマンドタクシー | 手帳所持者は運賃無料 |
| | 賀名生の里資料館 | 手帳所持者と介護者は入館料無料 |
| | 福祉タクシー助成制度 | 1回のタクシー利用につき初乗り運賃（基本料金）を助成。五條市在住で手帳1級所持者が対象（施設入所者は対象外）。回数（認定日より年24回を限度とする）。 |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（1級・2級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 御所市 | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（1級・2級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 生駒市 | 市民プール | 手帳所持者と介護者2名までは入場料無料（※生駒市在住者に限る。） |
| | 井出山屋内温水プール | 16歳未満の手帳所持者は無料。生駒市内在住の16歳以上の手帳所持者は330円、生駒市外在住の16歳以上の手帳所持者は420円。手帳所持者の介助者は1名まで無料。 |
| | ふれあいセンター浴場 | 手帳所持者と介助者2名までは入場料無料 |
| | 生駒市営駐車場 | 手帳所持者が運転又は介助者が運転し手帳所持者が同乗している場合に駐車料金免除 |
| | 生駒市営自転車駐車場 | 定期利用料金の半額を免除（※1回ごとの半額での利用はできません。） |
| | コミュニティバス | 手帳所持者は運賃半額 |
| | ふれあいセンター行路線バス | 手帳所持者は運賃半額（※1級のみ介護者1名も半額） |
| | 生駒市山麓公園駐車場 | 手帳所持者が運転、又は同乗する自動車（※マイクロバス及びバスを除く。）は無料 |
| | 生きいきクーポン券 | 4月1日現在で精神障害者保健福祉手帳かつ自立支援医療（精神通院医療）所持者に、10,000円相当分の生きいきクーポン券（公共交通や公共施設などで使用できる）を交付。（※生駒市在住者に限る。） |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（1級・2級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |

| 実施主体 | 施設名及び制度 | 優遇制度の内容 |
|------|--------------------------|--|
| 香芝市 | かしば・屯鶴峯温泉（総合福祉センター内） | 手帳所持者は入浴料無料（※香芝市在住者に限る。） |
| | 駅前市営駐輪場 | 手帳所持者は一時預かり無料 |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 葛城市 | ゆうあいステーション | 手帳所持者は温水プール、浴槽利用料無料（※葛城市在住者に限る。） |
| | ウェルネス新庄 | 手帳所持者は利用料半額免除 |
| | コミュニティバス（れんかちゃんバス・けはや号） | 手帳所持者は運賃無料 |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限なし） |
| 宇陀市 | 市営バス | 手帳所持者（※写真貼付の手帳であること）は、運賃半額 |
| | 市営屋内温水プール | 手帳所持者（※写真貼付の手帳であること。宇陀市在住者に限る。）は半額 |
| | 宇陀市デマンド型乗合タクシー | 手帳所持者は使用料半額（※写真貼付の手帳であること。宇陀市在住者に限る。） |
| | 宇陀市福祉タクシー事業 | １級の手帳所持者に対し、タクシーの基本料金を助成。タクシー券を１年間に２４枚交付。（※平成２９年７月１日から実施。宇陀市在住者に限る。） |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限なし） |
| 山添村 | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 平群町 | 総合スポーツセンター（体育館・ウォーターパーク） | 手帳所持者及びその介護者は使用料を無料（※平群町在住者に限る。） |
| | 平群町コミュニティバス | 手帳所持者は運賃半額 |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |

| 実施主体 | 施設名及び制度 | 優遇制度の内容 |
|------|-------------------|--|
| 三郷町 | 福祉年金の支給 | 手帳所持者（１級・２級・３級）に月額２,０００円の福祉年金を支給（※三郷町在住者に限る。） |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 斑鳩町 | 福祉年金の支給 | 手帳所持者（１級・２級）に月額２,５００円の福祉年金を支給（※斑鳩町在住者に限る。） |
| | ふれあい交流センターいきいきの里 | 手帳所持者は入館料免除（※斑鳩町在住者に限る。） |
| | 斑鳩文化財センター | 通常は無料。催しがある観覧料が必要な時期は、手帳所持者（１級・２級）は無料 |
| | コミュニティバス | 手帳所持者は運賃無料 |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 安堵町 | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 川西町 | 福祉タクシー | 手帳所持者（１級）に対し、医療機関に利用したタクシー料金の一部を助成。１回のタクシー利用につき、中型タクシーの初乗り運賃相当額を上限に月４回まで助成。（※川西町在住者に限る。） |
| | コミュニティバス使用料減額利用制度 | 手帳所持者に対し、コミュニティバス利用における通常中学生以上１回１００円（※小学生以下は無料）の利用料を５０円に減額する（※川西町在住者に限る。事前申請が必要）。 |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限なし） |
| 三宅町 | 福祉タクシー助成制度 | 手帳所持者（１級）が対象。限度額（６８０円）、回数（認定日より年４８回を限度とする）。（※三宅町在住者に限る。） |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限なし） |

| 実施主体 | 施設名及び制度 | 優遇制度の内容 |
|------|-------------------------|---|
| 田原本町 | 町自転車駐車場 | 手帳所持者は定期利用の場合、全額減免 |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限なし） |
| 曾爾村 | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 御杖村 | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 高取町 | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 明日香村 | 明日香村健康福祉センター入浴料割引 | 手帳提示で入浴料割引（※入浴料３００円・明日香村在住者に限る。） |
| | 明日香金かめ乗合交通（デマンド型乗合タクシー） | 手帳所持者は１回１００円（村内）、橿原市の目的地は１回４００円（※ただし、事前登録が必要であり明日香村在住者に限る。） |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限なし） |
| 上牧町 | 福祉年金の支給 | 手帳所持者（１級・２級）に福祉年金を支給（※上牧町在住者であり、町民税所得割非課税世帯に属する方） |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 王寺町 | 重度障害者（児）援護資金の支給 | 手帳所持者（１級）に年額３５，０００円の援護資金を支給（※王寺町在住者に限る。） |
| | 町内路線バス | 優待乗車証の交付を受けた手帳所持者は無料（※王寺町在住者に限る。） |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限なし） |
| 広陵町 | 福祉年金の支給 | 手帳所持者（１級・２級）。１８歳未満は全ての等級が対象（※広陵町在住者に限る。） |
| | コミュニティバス（広陵元気号） | 手帳所持者及びその介護者１名は手帳提示により基本料金について半額（※５０円）。 |

| 実施主体 | 施設名及び制度 | 優遇制度の内容 |
|------|---------------------|--|
| 広陵町 | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限なし） |
| 河合町 | 福祉年金の支給 | 手帳所持者に福祉年金を支給。１級（月額２,０００円）、２級（月額１,７００円）、３級（月額１,５００円）。（※河合町在住者であり、非課税世帯に限る。） |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 吉野町 | スマイルバス（吉野町コミュニティバス） | 手帳所持者は、普通運賃・定期運賃について半額 |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 大淀町 | 公衆浴場（旭湯）利用助成 | 手帳所持者に利用券（申請月から平成３１年３月までの月数×１０枚。１枚につき１７０円助成）を発行 |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 下市町 | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 黒滝村 | タクシー利用料助成金交付事業 | 手帳所持者（１級）が、通院のための交通手段としてタクシーを利用した場合の利用料を助成する。助成金額は、領収金額から自己負担分１,０００円を差し引いた額。上限５,０００円とし、利用できる回数は１年に２４回とする。（※黒滝村在住者に限る。） |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 天川村 | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級・３級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 野迫川村 | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（１級・２級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |

| 実施主体 | 施設名及び制度 | 優遇制度の内容 |
|------|-----------------------|---|
| 十津川村 | 十津川村営バス | 手帳所持者は普通片道運賃の半額を補助。 <ul style="list-style-type: none"> ・小児運賃が適用される方は小児運賃の半額。 ・手帳1級の方は介護者（付き添い）1名まで対象 ・定期券は発売金額の3割引（小児定期券は適用しない） ※金額はいずれも10円未満切り上げ |
| | 精神疾患通院の場合の交通費半額補助 | 自立支援医療（精神通院医療）に係る精神疾患治療の為に通院に要する交通費を半額補助（※十津川村在住者に限る。） |
| | 障害福祉サービス事業所通所者交通費助成制度 | 手帳所持者の村内の生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型事業所、地域活動支援センター通所に係る交通費を助成。バス料金は支払額（障害者割引適用の場合は割引後の額）の2分の1、自家用車は1kmにつき25円を乗じた額の2分の1、単車は1kmにつき15円を乗じた額の2分の1。十津川村在住者に限る。 |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（1級・2級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 下北山村 | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（1級・2級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 上北山村 | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（1級・2級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |
| 川上村 | 村営バス | <ul style="list-style-type: none"> ・手帳所持者は運賃半額（1級のみ介護者1名も半額。川上村在住者に限る。）、 ・定期券1か月3,000円（1級のみ介護者1名も3,000円。川上村在住者に限る。） |
| 川上村 | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（1級・2級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限なし） |
| 東吉野村 | 村内温泉施設（たかすみ温泉・やはた温泉） | 手帳所持者（1級・2級）に月4回まで無料入湯券を配布（※東吉野村在住者に限る。） |
| | 精神障害者医療費助成制度 | 手帳所持者（1級・2級）の入院及び通院の保険診療に係る医療費の自己負担額を助成（※所得制限あり） |